

_____後援会規約

- 1 (名 称) 本会は、_____後援会と称する。
- 2 (事 務 所) 本会の主たる事務所は、_____に置く。
- 3 (目 的) 本会は、_____氏の政治活動を支援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。
- 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関紙の発行
 - (3) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 5 (会 員) 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
- 6 (役 員) 本会に次の役員をおく。
会長 1 名、副会長 2 名、幹事若干名、会計責任者 1 名、会計職務代行者 1 名、監事 2 名
- 7 (役員を選出及び任期)
 - (1) 役員は、総会において選出する。
 - (2) 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。
- 8 (会 議)
 - (1) 会長は、毎年 1 回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
 - (2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 9 (経 費) 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 10 (会 費) 本会の会費は、年_____円とする。
- 11 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
- 12 (会計監査) 会計責任者は、本会の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
- 13 (規約の改廃) 本規約の改廃は、総会において決定する。
- 14 (補 則) 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

付 則

本規約は、令和_____年 _____月 _____日より実施する。